

## 国立大学法人東京芸術大学の会計監査人候補者の選定について

令和6年12月23日

国立大学法人東京芸術大学は、国立大学法人法の規定により、会計監査人による監査を受けることとされています。国立大学法人における会計監査人は、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣により毎年度選任されますが、選任にあたっては、本学が会計監査人の候補者を選定することが必要とされています。

このため、会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士の方（準用通則法第41条に定める資格を有する者に限る。）からの提案書を募集いたします。

つきましては、別紙「提案書の記載事項」をご参照のうえ、提案書及び添付書類を作成し、下記によりご提出くださるようお願いいたします。

### 記

1. 提出期限：令和7年1月31日（金）17:15 必着（持参も可）
2. 提出先：以下に示す場所
3. 提出部数：紙媒体と電子媒体の両方を提出すること。
  - ・紙媒体 A4版 7部
  - ・提案書（PDF形式）を保存した電子媒体 1部
4. 提出書類の提出にあたっての留意点
  - (1) 会計監査人の資格
    - ①準用通則法第41条に定める公認会計士又は監査法人であること。
    - ②会社法第337条第3項における欠格事由に該当しないこと。
    - ③公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等のないこと。
    - ④東京芸術大学契約規則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
    - ⑤本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
5. その他：
  - (1) 会計監査人候補者の選定については、本学へご提出いただきます提案書についてのプレゼンテーションを令和7年2月18日（火）（時間については提案書受領後に調整します）に実施し、本学策定の「会計監査人候補選定の評価基準」に基づいた審査を行います。なお、当日の詳細については、応募状況により別途連絡いたします。
  - (2) 審査終了後、応募者に審査結果（推薦順位）を2月下旬にお知らせいたします。なお、各応募者から提出されました提案書については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、公開する法人文書の対象となりますので、守秘することを要望される事項がある場合は、当該事項を事前にご指定願います。

(3) 今回の選定は、令和7年度から令和12年度までの複数年に係る候補者の選定となりますが、毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約になります。令和8年度以降については、毎年度、候補者より前年度監査業務の実績報告書及び次年度監査提案書をご提出いただきます。本学においてその内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることといたします。なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となります。

(4) 監査報酬見積費用については、令和7年度から令和12年度までの6年間の平均額をもって評価いたします。ただし、毎年度の契約に当たっては、当該年度の見積費用を参考といたします。令和8年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により見積費用に変更が生じる場合には、当該年度の監査提案書に詳細な理由を付して明記願います。

(5) 提案書を提出される意思をお持ちの監査法人又は公認会計士の方は、プレゼンテーションの準備の都合上、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

<提案書の提出先及び本件問い合わせ先>

〒110-8714

東京都台東区上野公園 12-8

国立大学法人東京芸術大学財務会計課財務総括係（担当：神永 清水）

電話：050-5525-2043

F A X：03-5685-7766

E-Mail：zai-so@ml.geidai.ac.jp

## ■ 提案書の記載事項

### 1. 会計監査人業務内容

#### (1) 監査の実施体制 (令和7年度～令和12年度)

- ① 監査計画
- ② 監査手法
- ③ 監査日数

\* 年度ごとの監査実施日程（工程ごとの人員数、往査予定部署と時期を含む）、6年度を通じた方針・計画等を記載願います。

#### (2) 監査チームの構成

- ① 監査チームの構成状況
- ② 実際に監査を行う要員（公認会計士等）の実務経験及び国立大学法人における監査業務の実績

#### (3) 監査における助言・指導的機能

#### (4) 学内における監査の執務方法

### 2. 国立大学及び独立行政法人等に関与した業務の実績等

#### (1) 国立大学法人の業務実績

#### (2) 独立行政法人、特殊法人及び学校法人等への業務実績等（具体的な法人名と提供サービスの内容）

#### (3) 国立大学法人会計基準等に関する知見

- ① 国立大学法人会計基準等検討会議、専門部会等への参加者氏名
- ② 日本公認会計士協会又は公的機関における国立大学法人会計又は独立行政法人会計制度に関連する専門部会等への参加者氏名

### 3. 品質管理体制等

#### (1) 日本公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に則した品質管理体制等（品質管理体制（体制・機能・人数）、監査業務の品質管理の維持・向上に係る基本方針）

#### (2) 監督官庁等における過去3年間の行政指導、処分等及び日本公認会計士協会が実施する直近の品質管理レビューの結果における注意、嚴重注意、監査業務の辞退勧告等の措置の有無（有の場合は、その内容を記載）

#### 4. 監査報酬見積費用（令和7年度～令和12年度）

- (1) 執務予定日数 （年度ごとに、延べ人日数、予定日数・人員数の算出根拠等も記載願います（監査計画に関連。））
- (2) 見積費用算定内訳 （年度ごとに、監査業務工程・要員クラス別に人員数・単価を明示した内訳も記載願います。）
- (3) 見積費用の考え方（監査日程等契約内容に大幅な変更が生じたときの処理方法に加え、旅費等の監査に付随する費用の考え方、監査契約に含まれるその他サービスについて記載願います。）

#### 5. 監査法人等概要

- (1) 名称、代表者氏名、所在地、出資金
- (2) 令和5年度業務収入（営業収益）
- (3) 令和5年度経常利益（当期利益）
- (4) 人員（社員数、公会計部門対応者人員）

#### 6. その他特記事項

- (1) 研究費の不正防止ガイドラインへの対応等
- (2) 国立大学法人会計基準改訂への対応等
- (3) 本学からの質問・相談等への適時適切なアドバイス及び最新の大学会計情報提供等本学が求めるリアルタイムな対応への方策等
- (4) 上記項目以外で、第4期中期目標・中期計画期間における対応等、特別に記載したい事項がある場合は記載願います。

#### ■ その他添付書類等について

- 1 貴法人等の概要を記載したパンフレット7部
- 2 準用通則法第41条第3項各号に該当しないこと及び公認会計士法第24条他による特別の利害関係がないことを証した書面

※ なお、プレゼンテーションにおける口頭説明及び提出される本提案書の記載事項のなかで、貴社が本学に対し守秘することを要望される事柄については、本学と本学職員がその義務を負うことをお約束いたします。